

$$g < w m$$

したがって妻の就業と出生が逆相関するのは、上の直線と双曲線で囲まれた領域内となる。図5は g が0.2, 0.4, 0.6の場合について、そのような領域を示したものである。 g は就業と出生の両立可能性の尺度と考えることができる。かつてはどの国も両立可能性が低く、一様に図5の $g = 0.2$ のような低い g に対応する領域に属していた。当然この場合は、就業割合と出生力は逆相関を示すことになる。しかし1980年代以後は、北欧、西欧、英語圏先進国等の国々が両立可能性を高めることに成功し、より高い g に対応する領域に移動した。一方で南欧、東欧、東アジア等の諸国は低い g に対応する領域にとどまつた。このようにして、ミクロ・レベルでの逆相関を維持しつつ、マクロ・レベルでは妻の就業と出生力は順相関を示すようになったと考えられる。したがって国際比較における順相関は、妻就業の出生促進効果を示すのではなく、両立可能性における観察されない異質性によると解釈すべきである。

図5. 妻就業と出生が逆相関する領域

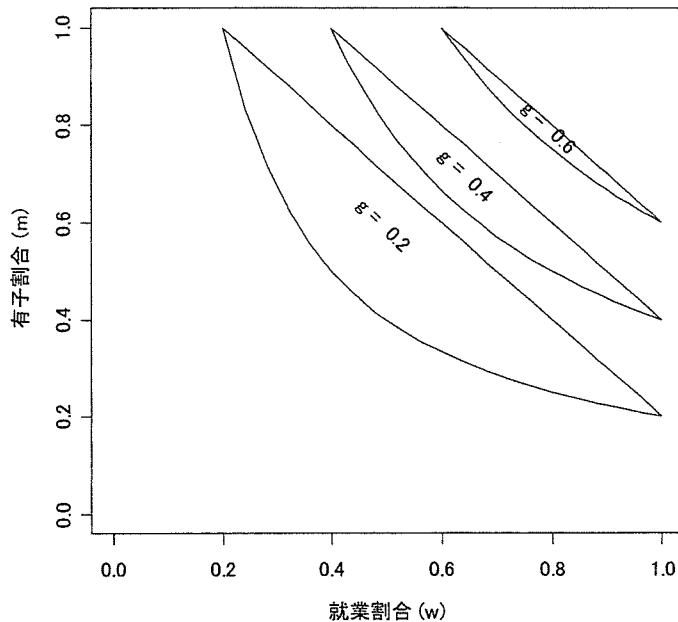


図5の示唆点のひとつは、両立可能性が向上するほど就業と出生の逆相関を維持することが難しくなることである。つまり両立可能性が向上すれば、女子の労働力参加が出生力に与える負の効果は消滅する傾向があることが予想される。実際にスウェーデンにおける最近のミクロ・データの分析では、女子の就業がむしろ出生を促進する方向に変化していることが報告されている(Hoorens, et al., 2005, pp. 226-227)。

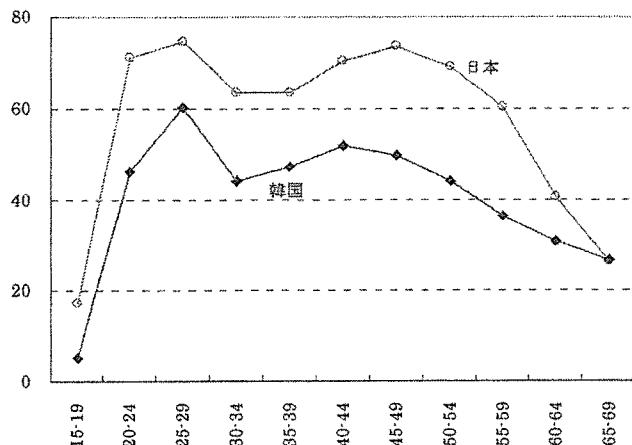
一方で日本や韓国のような国は、伝統的性分業の強さや保育サービス等のインフラの未整備のため依然として低い g に対応する領域にとどまっており、それが極低出生率の一因になっていると考えられる。家庭内性分業は依然として根強く、市場労働に加え家事労働ももっぱら妻が担当することによる「ダブルシフト」のため、就業する妻=母の負担は大きい(津谷, 2000)。1998年の江原道春川市での調査によると、夫が積極的に家事に参加している割合はほとんど無に近い(李環媛, 1999, p. 67)。UNDPの年報によると、韓国人女子の市場労働時間は男子の約半分であるのに対し、非市場労働時間は4.6倍に達し、韓国人女性がいかにダブルシフトに苦しんでいるかを示している(박수미, 2005, pp. 41-42)。伝統的性役

割は、女性に自分自身より家族に献身し関係中心的に生きることを強制するため、結局若い女性が結婚を忌避し出産を拒否する現象につながるとされる(조해자, 방희정, 2005)。

韓国は日本・ニュージーランドと並んで、女子の年齢別労働力率に明確なM字型曲線が見られる国である。ただしその形状は変化しており、経済危機を境に20代後半の労働力率が上がり、M字型の底は30代前半に移動し浅くなつた(古郡, 2003, p. 48)。なお、図6では日韓の労働力の定義の違いから、韓国の労働力率が実際より低く出ていることに注意する必要がある。韓国では「仕事を探していたが、仕事があつても働けなかつた」者は、失業者ではなく非労働力とみなされる。

韓国でのM字型の底上げについては、結婚・育児に伴う経歴断絶が緩和されたためとする説と、結婚前に就業経験がない既婚女子が新規参入したためとする説がある(박경숙·김영혜, 2003, p. 67)。古郡によると経済危機以後の女子の労働力率の上昇は、もっぱら非正規職部門での上昇によるもので、正規職が結婚・出産後も就業を継続するための環境が目に見えて改善されたということはないらしい。韓国保健社会研究院の2005年全国結婚・出産動向調査によると、45歳以下の有配偶女子の結婚による経歴中断は60.6%、出産による経歴中断は41.2%と高く、結婚・出産の機会費用が依然として高いことを示している(이삼식, 2006, p. 11)。以前に比べて結婚退職は減ったものの、出産・育児による退職が増加しており、高学歴女子ほど経歴中断が著しい(春木, 2006, pp. 67-68)。

図6. 2005年センサスにおける女子の労働力率 (%)



仕事と家庭の両立可能性を制限している要因としては、出産休暇や育児休暇等の法制度上の未整備や、多様な育児サービスの供給不足や、フレキシブルな勤務形態の未普及等が考えられる。保育サービスの供給はニーズを大幅に下回っており、充足率は0~2歳で34.2%、3~5歳で68.1%に過ぎないと推定されている(김승권, 2004, p. 19)。韓国では0~2歳児の保育サービス利用率が特に低いが、95%が民間施設で信頼性が低いこと、乳幼児を非親族に任せることへの抵抗感が理由とされる(春木, 2006, pp. 70-71)。出産休暇(産前・産後休暇)の取得率は高いとされるが、12.5%の女子就業者が職場内で出産休暇を自由に利用する雰囲気がないと答えた(김승권, 2004, pp. 19-20)。女性民友会の2003年調査によると、出産休暇取得時に何も心配事がなかつた者は26%に過ぎず、多くは「仕事の能力が低下しないか」「休暇後同じ仕事に戻れるか」「昇進に影響しないか」といったことを憂慮していた(장지연, 2005, p. 49)。

韓国における女性の地位の向上は、日本や南ヨーロッパと比べてもさらに低い位置から出発したと考えられる。李氏朝鮮(1392~1910年)は朱子学を建国思想とし、両班層は日常行為規範にまで儒教を実践したため、中国・日本と比較にならないほど儒教の影響は広く深いものとなった。儒教では女子に婚家の従属を強く説き、役割から生活空間まで徹底した男女分離を進め、肉体労働を蔑視する両班文化の影響もあって女子の就業は長い間奨励されなかつた(瀬地山, 1996, pp. 217-221)。

こうした伝統を考えると、韓国における女性の地位の向上は、他の先進国に比べて十分ではないこと

が予想される。実際にUNDPのGEM(Gender Empowerment Index)で見ても、韓国の政治・職業・所得面での性平等度はOECD会員国28カ国中27位で、トルコに次いで低い。韓国の場合、都市化・高学歴化・情報化・経済のソフト化等が他の先進国並みかそれ以上に進んでいる一方で、ジェンダー間平等は低い水準にとどまっていることが特徴で、こうした極端な不整合が極端に低い出生率をもたらしていると考えてよいだろう。

韓国では、マイクロデータを用いた洗練された分析が不足している印象を受ける。できれば複数の全国調査データについて、結婚ハザードの分析(永瀬, 2002; 加藤, 2004)、出生ハザードの分析(佐々井, 1998; 福田, 2004; 山口, 2005; 滋野, 2006; 阿部, 2006)、妻の就業と出生の同時決定の分析(藤野, 2002; 駿河・西本, 2002; 滋野・松浦, 2003; 駿河・張, 2003)等があった方が望ましいのだが、こうした種類の分析を目にすることが少ない。これは計量に明るい経済学出身の人口研究者の不足を示すものかも知れない。최경수(2004, p. 36)は、「経済学分野では出産率問題は依然として不慣れな主題で、本研究が最初の研究試図と考えられる」と書いた。計量経済学者のより積極的な参入が求められる。

2 韓国の出生政策

2.1 出生関連政策の変遷

朝鮮戦争直後の米国に従属する低開発経済、貧困と失業の蔓延、ベビーブームによる高い人口増加率、狭い国土に高い人口密度といった状況は、人口爆発の恐怖を実感させるに十分だったろう。朴正熙政権は1961年発表の第1次経済開発5ヶ年計画(1962~66)で、高い人口増加率が経済発展を阻害すると認識を明らかにし、家族計画事業の推進を決議した。この年に大韓家族計画協会が発足し、翌年発表された人口政策でも家族計画事業の必要性が強調された。事業はまず邑・面長への弘報・啓蒙・教育から始まり、1964年には全国に家族計画要員約1500名が配置された。1963年に保健社会部と経済企画院が作成した家族計画事業10ヶ年計画では、1971年までに有配偶婦人の避妊実践率を45%に上げ、人口増加率を2%に下げることを目標とした。そのため経口避妊薬が配布され、IUDと男性不妊手術が奨励された。ただしこうした家族計画事業にははつきりした法律的な裏付けがなく、単に1963年9月10日の国務総理指示覚書があるだけだった(최은영・외, 2005, p. 70; 山地, 2002, p. 62)。

表3. 韓国の出生関連政策

年	出生関連政策
1961	大韓家族計画協会を結成
1962	人口政策(家族計画事業を推進)
1963	国務総理指示覚書第18号(家族計画事業の根拠)、家族計画事業10ヶ年計画
1968	家族計画母親クラブを結成
1973	母子保健法(避妊サービスの政府支援、中絶の合法化)
1974	所得税控除を第3子までに限定
1977	2子以下の世帯に税金控除、避妊関係購買の企業税免除
1978	2子不妊受療者に公共住宅への優先入居権を付与
1981	新人口政策(出生抑制の強化、社会的支援の導入)
1987	医療法改正(胎児の性鑑別禁止)
1991	嬰・幼児保育法制定(保育サービスの充実)
1994	人口政策審議会を結成、医療法改正(胎児の性鑑別に施術者処罰)
1996	新人口政策(出生抑制から現状維持へ転換、人口資質・福祉増進を目標)
2001	女性部設置、産前産後休暇延長(60日→90日)
2003	健康家庭基本法制定(出産・養育支援の根拠)
2004	高齢化および未来社会委員会を結成、嬰幼児保育法改正
2005	低出産・高齢化社会基本法(低出産・高齢社会基本計画を5年毎制定)
2006	低出産・高齢社会基本計画(セロマジ・プラン2010)を公表

資料:山地(2002), 최은영・외(2005)

1970 年に自然増加率は 1.9%まで下がったものの、合計出生率は 4.5 とまだ高く、家族計画事業は当然続行すべきと考えられた。1973 年に制定された母子保健法は、中絶の合法範囲を特定せよとの声が高まることに対応して、28 週以下の中絶を合法化し。中絶の許容事由は、優生学的・遺伝学的理由、特殊伝染性疾患、強姦・準強姦による妊娠、血族内の妊娠、母胎健康への危険等とされた。この母子保健法によって、政府の家族計画事業はようやく法的な根拠を得た。そして 1974 年には所得税控除を第 3 子までに限定し、1978 年には 2 子不妊受容者への公共住宅入住優先権を付与する等、一連の経済的インセンティヴが導入された(최은영·외, 2005, pp. 70-71; 山地, 2002, pp. 62-63)。

合計出生率は順調に低下したが、1980 年に至ってもまだ置換水準を上回る 2.8 を維持していた。全斗煥大統領はさらに強力な出生抑制策の設定を指示し、1981 年に発表された新人口政策では 1988 年までに置換水準を達成することを目標とした。そのためにセマウル事業を通じた避妊の普及、規制・保障制度の強化、不妊手術費の引き上げと自費避妊実践の推進、男女差別の防止、広報・教育活動の強化等が強力に推進された。また第 3 子以降出産時の医療保険適用の制限、第 3 子以降への教育費非課税範囲の廃止、3 子以上公務員世帯への家族手当廃止といった経済的インセンティヴも追加された。こうして置換水準は、目標より 4 年早い 1984 年に達成された(최은영·외, 2005, p. 71; 山地, 2002, p. 63)。

1984 年以降、合計出生率が置換水準を大きく割り込み、日本より低い値を記録した。しかし 1986 年になっても韓国政府は、自国の出生率が高すぎると考えて出生抑制策をとり続けた。それ以前の高出生率が念頭にあり、簡単には発想を転換できなかつたためと思われる(小島, 2005, pp. 3-4)。1988 年に経済企画院は、人口政策の目標を人口資質と生活の質の向上に転換するよう提言した。1994 年のカイロ国際人口開発会議の結果を受け、人口政策審議委員会が発足し新たな人口政策が検討された。こうして韓国政府は 1996 年の新人口政策をもってようやく出生抑制策を廃止し、出生率の現状維持に方針を転換した。新人口政策では、有病率・死亡率の低下、家族保健・福祉の増進、出生性比不均衡の是正、女性の就業・福祉の増進、老人保健・福祉の増進、地域分布の適正化等が目標とされた(최은영·외, 2005, pp. 72-73; 山地, 2002, p. 64)。

政策目標が現水準維持に変わった 1996 年以降も、韓国の出生率は低下を続け、一部では出生促進策の必要性が叫ばれたが、政府はこれに応じなかった。金大中政権は、1997 年に起きた経済危機への対応で手一杯で、人口問題まで手が回らなかつたものと思われる。また国民の心に深く刻み込まれた人口爆発への恐怖感も、出生促進策への転換を遅らせる作用があった。このため、日本が 1989 年の合計出生率 1.59 を契機に出生促進策に踏み出したのに対し、韓国は 2002 年の 1.17 をもってようやく出生促進策の必要性が合意された。韓国ではこのような政策対応の遅れが日韓の出生力差の一因とする見解が見られるが(최은영·외, 2005, p. 75)、日本の出生促進策の効果を過大評価しているように思える。差の大部分は、むしろ上述のような私教育費の高騰や、韓国に固有の不安要素や、ジェンダー間平等の未達成に帰し得るだろう。

2004 年 1 月に青瓦台人口高齢社会対策タスクフォースチームは、「低出産・高齢社会対応国家実践戦略」を発表した。これは労働部・保健福祉部・女性部・財政経済部の各部署からの提言をまとめたもので、出生促進策としては特に出産休暇と育児休暇の活性化が重視された。同年に高齢化および未来社会委員会が発足し、6 月に「未来人力養成および女性の経済活動参与拡大のための育児支援政策」を発表した。これは保育サービスに対する政府支援を拡大し、また小学校の放課後教室や特技・適正教育を充実させ、私教育費負担の軽減をも狙うものだった。

2005 年 5 月、「低出産及び高齢社会基本法」が制定され、日本の「エンジェル・プラン」と「ゴールド・プラン」を合わせたような低出産・高齢社会対策 5 ケ年計画を樹立することとした。9 月に同法が施行に入り、大統領を委員長とする低出産・高齢社会委員会が発足した。翌 10 月、保健福祉部内に低出産高齢社会政策本部が設置され、労働部、産業資源部、企画予算処等の 12 個部処の公務員と民間専門家等が集まり、基本計画を練り上げた。

「参与政府」を標榜する盧武鉉政府は、経済団体、労働団体、市民団体、女性団体等が参加する「低出産高齢化対策連席会議」の場で政策討論を重ね、広汎な社会的合意を目指した。このような過程で、2006 年 1 月にまず低出産対策が「希望韓国 21」として発表された。6 月初旬には一部修正された低出

産対策が、新たに策定された高齢者対策と合わせて「セロマジ・プラン2010」として発表された。「セロマジ」の「セロ」は最初・新規を意味し、「マジ」は最後・終了の意味で、合わせて低出産対策+高齢化対策を意味する造語である。

6月20日、連席会議で検討が続けられた「低出産・高齢化問題解決のための社会協約文」が正式に締結された。政府とウリ党は7月14日の党政調会議で、セロマジ・プランを最終確定した。

2.2 セロマジ・プランの概要

ここではセロマジ・プランを、日本の子ども・子育て応援プラン（2005年12月）と比較検討する。セロマジ・プランの低出産対策部分は、次のように「出産・養育に対する社会的責任の強化」「家族親和・両性平等社会文化の造成」「健全な未来世代の育成」の3部からなる。このうち最後の「健全な未来世代の育成」は児童福祉政策が主で、出生促進策としての意味合いは弱いので、ここでは検討しない。

・セロマジ・プラン2010－低出産対策部分

1. 出産・養育に対する社会的責任の強化

1-1. 子育て家庭の経済的・社会的負担の軽減

1-1-1. 嬰幼児保育・教育費支援の拡大

1-1-2. 放課後学校拡大等の私教育費負担の軽減のための支援

1-1-3. 子育て家庭に対する租税および社会保険恵澤の拡大

1-1-4. 子育て家庭に対する住居安定支援

1-1-5. 国内養子縁組の活性化

1-1-6. 子育て家庭に対する児童手当の支給

1-2. 多様で質の高い育児支援インフラの拡充

1-2-1. 育児支援施設の拡充を通じた保育需要の充足

1-2-2. 民間保育施設サービスの改善

1-2-3. 需要者中心の多様な育児支援サービスの拡大

1-3. 妊娠・出産に対する支援の拡大

1-3-1. 母性および嬰幼児健康管理の体系化

1-3-2. 不妊夫婦の支援

1-3-3. 産母介護士の支援

2. 家族親和・両性平等社会文化の造成

2-1. 仕事と家庭の両立環境の造成

2-1-1. 産前後休暇給与等の支援の拡大

2-1-2. 育児休職制度の活性化および勤労形態の柔軟化

2-1-3. 出産・育児期以後の労働市場復帰の支援

2-1-4. 家族親和的企業認証制導入等の職場文化改善

2-2. 学校・私教育の強化および家族文化の造成

2-2-1. 家族価値観確立のための学校教育の強化

2-2-2. 家族価値観確立のための私教育の強化

2-2-3. 親密で平等な家族生活文化の造成

3. 健全な未来世代の育成

3-1. 児童・青少年の安全な成長環境の造成

3-1-1. 児童の事故予防のための社会基盤の造成

3-1-2. 児童虐待の予防および放任児童保護体系の強化

3-1-3. 学校暴力の予防・根絶対策の強化

3-2. 児童・青少年の健全な成長のための社会的支援システムの確立

- 3-2-1. 地域社会の児童・青少年保護機能の強化
- 3-2-2. 児童管理保護のための社会システムの構築
- 3-2-3. 児童・青少年の創意性向上のための文化芸術教育の支援
- 3-2-4. 有害環境からの青少年の保護
- 3-2-5. 学校の健康管理機能強化のための与件の造成

経済的支援とインセンティヴの付与は、保育・教育費支援(1-1-1, 1-1-2)、多子へのインセンティヴの付与(1-1-3, 1-1-4)、児童手当(1-1-6)に分類できよう。「1-1-5 国内養子縁組の活性化」は、韓国では婚外子や障害児を米国に養子として遺棄する例が多いことから、これを解決するための施策である。保育サービスは1-2-1, 1-2-2, 1-2-3で扱われている。リプロダクティヴ・ヘルス（生殖保健）は、母子保健政策一般(1-3-1)、不妊治療(1-3-2)、産後介護サービス(1-3-3)に分けて論じられている。保育サービス以外の両立支援策は、休暇制度(2-1-1, 2-1-2)と女子雇用政策(2-1-3, 2-1-4)に大別できる。セロマジ・プランの著しい特徴のひとつは、政府があるべき家族価値観を示し、国民の価値意識に積極的に介入しようとしている点(2-2-1, 2-2-2, 2-2-3)である。

2.2.1 保育・教育費の支援

日本の子ども・子育て応援プランは、第一に「若者の自立とたくましい子どもの育ち」を目標に掲げ、ニートとフリータの問題を考慮している。そこには「奨学金事業の充実」という項が含まれるが、あくまで若者の自立支援のために教育機会を保障するという意図であって、親による教育費負担を緩和するという意味合いではない。これに対し韓国では教育費の高騰が出生力低下の主要因とみなされていることから、保育・教育費の支援策が最初に論じられている。

韓国では低所得世帯の5歳以下の幼児の保育・教育費を支援しているが、セロマジ・プランではこの支援対象と支援額を段階的に拡大するとしている。実際に2007年1月には、支援対象が都市勤労者世帯の平均所得の70%以下の世帯から平均所得以下の世帯すべてに拡大された。世帯所得が平均を下回るか否かは、実際の月平均所得に財産を所得に換算した「月所得認定額」によって判断される。この際に所有する自家用車を月収に換算する方法が実態に合わないとして、苦情が相次いでいるという(東亜日報, 2007年2月2日)。

低出産の元凶とされる私教育費負担の軽減のためには、放課後学校の活性化、小学校低学年のための初等保育プログラムの拡大、各種放課後プログラムの連携・統合、サイバー家庭学習サービスの充実が提案されている。ちなみに日本の子ども・子育て応援プランでは、放課後児童クラブの充実は保育サービスの一環として、ITを活用した家庭教育は家庭でのしつけや子育ての支援策として論じられており、教育費の問題とは無関係である。

韓国では各学校が自校の生徒のために放課後プログラムを運営しているが、生徒がどの学校のプログラムに参加するか自由に選べるようにして競争原理を導入し、学習塾や家庭教師の代替を目指すことが提唱されている。このうち低学年の生徒を預かる初等保育プログラムは、2006年現在20.4%の学校が実施しているが、これを2010年までにすべての小学校に拡大するとしている。こうした放課後プログラムは、青少年委員会・文化観光部・女性家族部等がばらばらに管轄しているが、これらの連携を模索し、長期的には一本化をはかるべきであるとする。インターネットを通じたサイバー家庭学習サービスは2005年から全国で実施されているが、これをさらに充実させ私教育費を軽減することを狙っている。

こうした施策の効果は、受験生やその父母の評価にかかっている。もし公的な放課後プログラムやサイバー家庭学習だけで、一定以上の受験競争力が養えることが証明されれば、私教育費の削減に大きく貢献するだろう。しかし仮に公的プログラムが効果的だったとしても、そのような認識が広まるには時間がかかるだろう。

2.2.2 経済的インセンティヴの付与

韓国では6歳以下の子ども1人当たり200万ウォンの所得税控除があり、他に教育費や医療費に対し

ても控除が受けられる。しかしそれによる税の軽減幅は微々たるもので、2004～05 年基準で単身世帯の所得税負担率 2.7%に対し、夫婦と二子からなる 4 人世帯は 1.5%で、ほとんど差がない。もっともこれは、現在の所得税負担率が他の先進国よりはるかに低い水準にあることも影響しており、たとえば日本は単身世帯の 6.6%に対し 4 人世帯は 3.5%となっている。今後の韓国における税制改正では、税負担率を先進国並みに引き上げながら、多産へのインセンティヴを導入することが課題となろう。

2006 年 8 月に発表された財政経済部の税制改編案では、「多子女追加控除」が導入され、子どもが 2 人以上いる世帯が有利になるとされる。表 4 に見るように、子どもふたりを含む 4 人世帯では、税負担が多少軽減される。しかし共稼ぎ世帯で負担増が多い点が、批判的になっている（世界日報、2006 年 8 月 22 日）。

表 4. 年間所得 5000 万ウォン世帯の税金負担増減額

	単稼ぎ世帯	共稼ぎ世帯
単身	17 万ウォン↑	—
2 人	8 万ウォン↑	12 万ウォン↑
3 人	0	4 万ウォン↑
4 人	8 万ウォン↓	2 万ウォン↓

- ・共稼ぎ家口は男便所得 3000 万ウォン、配偶者所得 2000 万ウォンを仮定。
- ・4 人世帯は子女 2 名を仮定。
- ・夫婦中所得の多い方がすべての子に対する人的控除適用、配偶者は婦女子控除適用。

出所：東亜日報、2006 年 8 月 22 日。

租税以外のインセンティヴとしては、まず各種保険料の軽減が考えられる。セロマジ・プランでは、2 子以上の世帯の健康保険料を軽減する方案と、国民年金に出産クレジット制度を導入する案が検討されている。後者については、第 2 子に 1 年、第 3 子以降に 1 年 6 ヶ月分の国民年金保険料を免除する案が提示されている。

住宅政策としては 2006 年 8 月から、新築アパートの 3%を 3 子以上の世帯に優先分譲する政策を実施に移した。この施策に関し応募が集まりにくいという批判を受けて、申請を市町村役場だけでなくモデルハウスで建設会社が直接受け付けるようにした（聯合ニュース、2006 年 09 月 22 日）。さらに 2007 年 9 月からは、多子世帯に優先的にマンションを分譲する不動産契約ポイント制が実施される。この場合、独身者や新婚夫婦は申し込んでもマンションの分譲を受けられる可能性がほとんどなくなるとして、批判の声が高い（朝鮮日報、2007 年 1 月 21 日）。

出生力水準が公共的に望ましい水準を下回るという事態は市場の失敗の一種で、子どもの利得の一部が外部性に属しているためと捉えることができる。Kim JH(2007)の試算では、国防や世代間移転を通じて子ども一人当たり 2 万ドル近い外部利得があり、これは韓国の一人当たり GDP の 1.24 倍に相当する。国民年金の出産クレジット制度は、世代間移転を通じた外部利得を内部化する試みと解釈できる。しかし早婚・早産者に兵役免除を与えた、晚婚・晚産者に追加兵役を課したりして、国防を通じた外部利得を内部化するのは難しいだろう。セロマジ・プランにも、低出産を兵役問題と結びつける議論は全くない。

2.2.3 児童手当

児童手当については、2006 年 6 月の社会協約で「政府は児童がいる家庭の養育費負担軽減のための児童手当制度の導入時期、方案、財源等を検討する」という合意が得られたのみで、結局導入は見送られた。児童手当の導入に慎重論が強い最大の理由は、膨大な財源を必要とするからだろう。2007 年から就学前の全児童に毎月 10 万ウォンずつ支給する場合、2010 年までの 4 年間で 5.5 兆ウォンかかると試

算されている（イーディリー、2006年6月7日）。2006～10年の低出産対策予算が約18.9兆ウォンだから、児童手当を導入すると一気に30%近く増加することになる。

児童手当の副作用について懸念が提示されていることも、導入を遅らせる要因となっている。張芝延・労働研究院研究委員は「児童手当は女性の経済活動を抑制する副作用をもたらし得る」と指摘した。米国やフランスでは子育てへの現金支援が多いため、仕事せずに養育支援金だけで生活する怠惰な父母を量産するという指摘も出ている（東亜日報、2005年7月7日）。

こうした副作用を、動的なライフサイクル・モデルによるシミュレーション分析を通じて裏づけたのが조윤영(2007)の報告である。そこでは出生力・子どもの質・女子の労働参加に与える影響について、児童手当・保育料補助・所得税控除・出産育児休暇の4つの施策を比較している。結論として、「(児童手当のような) 労働市場参与の有無と関係なしに給与を提供する方式は、労働市場参与の必要性を減らすことになり、労働供給を減少させ、それによる税収の減少をもたらすため望ましくない」とされる。

これに対しイ삼식(2007)は、これが出産の機会平等を害する考え方で、児童手当等の養育補助金は就業状態と連関させるべきでないと主張した。さらに就業を条件とする支援は、両極化を助長し、非正規職女性の出産忌避を助長するなどの副作用が大きいと批判した。後者の批判は、本来は조윤영のシミュレーション・モデルに関する技術的な議論を通じて、モデルの難点を指摘すべきだろう。

出生率の所得弾力性の低さを考えると、児童手当によって出生率を大きく改善することは難しいだろう(Suzuki, 2006)。しかし公的年金が高齢者扶養の社会的負担意思の表れであるように、児童手当は子育てを社会全体で負担しようという意思の表れであり、象徴的意味が大きい。韓国で児童手当の導入に反対が多いのは、子育てを家族の専担領域と考える家族主義が依然強いことを表しているとも受け取れる。

2.2.4 保育サービス

セロマジ・プランの保育サービス政策は、公的および職場内保育(1-2-1)、民間保育(1-2-2)、保育サービスの多様性(1-2-3)に分けて論じられる。このうち公的保育施設については、民間に比べ質の高さが評価されているものの供給が追いつかず、保育サービス利用児童全体に国公立保育所が占める割合は11.3%にとどまっている。連席会議ではこれを50%に高めることを目標とすべきと主張する労働界・女性界・市民団体と、10%水準でよしとする政府の間で対立したが、結局中長期的に30%を目標水準とすることで合意した（聯合ニュース、2006年6月16日）。

韓国の「嬰幼児保育法」では、常勤の女性労働者が300人以上の事業所に職場内保育施設の設置を義務づけていたが、2006年からは男女合計で500人以上の事業所も設置義務の対象となった。しかし設置義務の履行率は低く、2006年6月末基準で設置義務がある事業所807ヶ所のうち、履行している事業所は361ヶ所(45%)に過ぎない（市民日報、2006年11月2日）。これは履行違反に対する罰則がないためで、罰則とインセンティヴを同時に導入すべきとの意見もある。しかしセロマジ・プランでは、関係部署が合同で長期実態調査を実施し、義務履行の有無を集中管理するとあるのみで、罰則導入の予定はない。김용현低出産高齢社会本部長は、「職場保育施設の設置を強制すれば、女性労働者忌避等の副作用が生じ得る」と答えた（イーディリー、2006年6月7日）。

韓国政府の民間保育施設への支援としては、2歳以下の「嬰児組」の運営費が支援されている。セロマジ・プランではこれを増額し、特に0歳児保育への支援を厚くするとしている。3～5歳児の民間保育に対する支援は、児童手当と同様に大量の財源が確保できないとして見送られた（イーディリー、2006年6月7日）。

保育サービスの質を高め、父母の選択の便宜をはかるためには「保育施設評価認証」制度が計画されている。2008年に1次評価を実施し、3年ごとに再認証を行う予定である。また自治体ごとに「父母モニタリング団」を構成し、苦情申告センターを運営するとある。

保育サービスの多様性に関しては、夜間保育や時間制保育の供給不足が指摘されている。セロマジ・プランでは夜間保育のための保育士数を、2006年の3000人から2010年には7000人に増やし、また終日制幼稚園を2005年の62.5%から2010年に100%まで拡大することを目標としている。一時的に子

どもを預ける時間制保育については、特に具体的な目標はない。

日本も 2001 年 7 月の「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(閣議決定) 以後、「待機児童ゼロ」を目標に保育サービスの充実に力を入れている。日本には職場内保育所の設置義務はなく、大都市圏のような通勤距離が長い地域では、需要もさほど大きくなれないだろう。一方で保育サービスの多様性に對しては、延長保育、休日保育、夜間保育、一時預かりのそれぞれについて、子ども・子育て応援プランで具体的な数値目標が設定されている。保育サービスの質については、日本では特に問題とされていないようである。一方、ファミリー・サポート・センター、シルバー人材センター、子育て NPO 等を通じた相互扶助的・ヴォランティア的な育児サービスの活用計画は、韓国のセロマジ・プランには見当らない。

2.2.5 リプロダクティブ・ヘルス

母子保健一般に関しては、新生児の健康管理のための電算網の構築、出産・育児関連の情報提供・相談サービスの運営、予防接種事業の拡大、母子健康・栄養管理プログラムの推進等が計画されている。しかしこれらは出生促進策としての意味合いは薄く、出生促進効果も間接的だろう。より直接的に出生力と関連するのは不妊治療支援で、健康保険の適用がごく限られているため、人工授精の施術がきわめて高額なのが現状である。そこで 2006 年から、体外受精に 150 万ウォンを 2 回まで支援する取り組みが始まった。

日本では 2004 年から、厚生労働省の「特定不妊治療費助成事業」として体外受精と顕微授精へ費用の助成を行っている。都道府県・指定都市・中核市が事業実施主体となり、費用は国と自治体が半分ずつ負担する。子ども・子育て応援プランでは、参加する地方自治体を、2004 年の 87 都道府県市から、2009 年には 95 都道府県市に拡大する目標を設定している。

韓国では出産直後に、産後処理院や産後介護士のような民間のサービスを利用する夫婦が増えている。しかし 2 週間で 100 万ウォン以上と高額なため、低所得層は利用できず、相対的剥奪感が増していると見られる。2006 年時点で基礎生活保障（生活保護）受給者には解雇給与が支給されているが、これを漸次拡大する計画である。また保健福祉部は三星生命と、年間 140 人の産後介護士を派遣する契約を結んだ（京郷新聞、2006 年 6 月 12 日）。

リプロダクティブ・ヘルスに関する政策課題として、性選択的中絶を含む人工妊娠中絶問題が含まれてよいはずだが、セロマジ・プランでは出生性比の問題は扱っていない。これは、表 3 で見たように 1980 年代から既に医療法改正による対処が行われており、最近では出生性比も低下して正常値に近づいていることから、改めて取り上げる必要ないと判断したのかも知れない。

2.2.6 出産休暇

韓国の出産休暇（産前後休暇）は 90 日まで、日本の産前 6 週間・産後 8 週間（計 98 日）より短い。ただし休暇中の所得は 100% が保障され、日本の 60%（健康保険の出産手当金から支給）に比べ手厚い。韓国では休暇中の所得の 1/3 は雇用保険から支出されるが、残る 2/3 は雇用主の負担で、これが取得率を引き下げる要因と指摘された。そこで中小企業に限り、2006 年 1 月から 90 日分の給与全額を雇用保険から支給している。

韓国における 2005 年の出産休暇取得者は 41,104 人で、これを 2005 年の出生数 438,062 で割ると、およそ 9.4% の母親が出産休暇を利用したことになる。2003 年の日本における出産手当金の受給者は、政府管掌健康保険で 121,635 人、組合管掌健康保険で 87,755 人であり（国立社会保障・人口問題研究所、2006a, p. 270; p. 282）、合計を 2003 年の出生数で割ると $(121635+87755)/1123610 = 18.6\%$ で、韓国の利用率は日本の半分程度と推定される。これは女子の正規就業率が低いこともあるが、低出産高齢社会委員会の 2006 年の調査によると、妊娠後すぐに退職した女子就業者が 26.7% に上ることも影響している。また出産休暇を使用しても休暇後職場に復帰しなかった者が 30.4% あり、休暇を利用しかつ復帰した者は 42.9% にとどまる。また出産休暇 90 日をすべて使った者は、25% にとどまった。出産休暇をすべて使わなかった理由は、「同僚にすまないから」が最も多く、「出産休暇を長く使うと復帰が困難」

がそれに次いだ（韓国経済、2007年1月17日）。

中小企業への給与全額負担に加え、2006年からは妊娠16週以上の流産・死産に対し、妊娠期間によって30～90日の休暇を付与することとした。妊娠期間が21週以内であれば30日、22～27週であれば60日、28週以上であれば90日の休暇が与えられる。ちなみに日本の労働基準法では、妊娠12週以降の分娩であれば、出生・死産の別に関わりなく出産休暇が保障される。

韓国では2008年に、3日間の配偶者出産休暇の法制化を予定している。日本では今のところ法制化されておらず、企業努力にまかされている。平成17年度女性雇用管理基本調査によると、配偶者育児休暇制度がある事業所は33%で、うち94.6%が5日以内としている。

2.2.7 育児休暇

韓国の育児休暇は1989年に導入され、現行では満1歳未満の子の育児に対して認められ、月40万ウォンの育児休暇給与が支給される。日本の制度では、月収の40%が雇用保険から支給されるが、うち10%分は職場復帰後の給付となる。2005年の韓国の育児休暇取得者数は10,700人（うち男性は200人）で、同年の出生数で割ると $10,700/438,062 = 2.4\%$ となる。ちなみに2004年度の日本の育児休業基本給付金の初回受給者数は111,928人（国立社会保障・人口問題研究所、2006a, p. 377）で、2004年の出生数で割ると $111,928/1,110,721 = 10.1\%$ となる。大雑把な計算だが、日本では母親のおおむね10%が育児休暇を利用しているのに対し、韓国では2.4%と普及率はまだかなり低い。

労働部は育児休暇制度の活性化のために、2008年から対象年齢を満3歳未満の子に拡張し、休暇給与を50万ウォンに引き上げると発表した。同時に「育児期の勤労時間短縮制度」を導入し、労使合意で一日または週当たり勤労時間を短縮して勤務できることとした（マネートゥディ、2006年4月20日）。またセロマジ・プランでは、育児休暇を与える企業を支援するために、代替要員採用支援条件を緩和し支援金を引き上げるとしている。育児休暇制度がある企業は、大企業の48%、中小企業の29%とされ（前掲紙）、日本の61.4%（2002年）に比べ低い。ちなみに日本の子ども・子育て応援プランは、5年でこの数字を100%にするという野心的な目標を掲げている。

2.2.8 母親の就業

韓国では2006年7月から、妊娠34週以後に契約が終了する非正規職女性勤労者を継続雇用する事業主に「出産後継続雇用支援金」を支援している。これは月40万ウォンを6ヶ月支給するもので、その女性勤労者を正規職に採用した場合は月60万ウォンが6ヶ月支給される（聯合ニュース、2006年6月5日）。さらに2007年3月から、出産等で離職した女性勤労者を新規採用する事業主に、月30万～60万ウォンの「お母さん採用奨励金」が最長1年間支給される（聯合ニュース、2007年1月10日）。

セロマジ・プランでは、より包括的な主婦の職場復帰プログラムとして「職場素養教育」「基礎職務能力の培養」「専門的職業能力の開発」「雇用支援サービス」という四段階を踏む訓練・就業支援プログラムが計画されている。また、経歴断絶女性休職者データベースを構築し、既存の女性労働力開発センターや女子大生キャリア開発センターと連携して就職を支援する計画もある。さらに家族親和的な職場文化を定着させるために、家族親和的な企業経営モデルを開発し、優良企業を認定してインセンティブを与える法案を策定するとしている。

日本では育児・介護費用、事業所内託児施設、育児休業代替要員、育児両立支援等について、事業主に対する助成金制度がある。また2006年から、母親の就業支援に特化したマザーズハローワークが全国展開されている。2003年の次世代育成支援対策推進法には、一般事業主行動計画に定めた目標を達成した企業に対する認証制度がある。

日韓ともこうした両立支援策の効果は、M字型曲線の変化にも現れ得るが、より直接的には就業する母親の比重の変化によって評価できるだろう。表5は韓国のセンサスによる既婚女子の労働力参加×出生力のクロス表で、労働力は「就業」「非就業」の2状態、出生力は「有子」「無子」の2状態とした最も簡単な2×2表である。両立支援策の効果は、この表の右下セルの「就業する母親」の比重（1.6節のg）の増加として現れるだろう。残念ながら2000～05年の変化としては、どの年齢層でも就業する母親

は減少しており、25～29歳では19.1%から17.6%へ、30～34歳では32.2%から30.5%へ、35～39歳では43.4%から42.3%へと低下した。次のセンサスまでに両立支援策がこの傾向に歯止めをかけることができるかが注目される。

表5. 韓国の既婚女子の就業と出生

2000年センサス			2005年センサス		
25-29歳	子なし		子あり		計
	非就業	12.6	56.5	47.5	69.1
	就業	11.9	19.1	17.6	30.9
計		24.4	75.6		100.0
30-34歳	子なし		子あり		計
	非就業	3.7	60.9	58.0	64.6
	就業	3.2	32.2	30.5	35.4
計		6.9	93.1		100.0
35-39歳	子なし		子あり		計
	非就業	1.9	53.1	53.2	55.1
	就業	1.6	43.4	42.3	44.9
計		3.5	96.5		100.0
2005年センサス			2005年センサス		
25-29歳	子なし	子あり	25-29歳	子なし	子あり
非就業	15.6	47.5	就業	19.3	17.6
就業	19.3	17.6	計	34.9	65.1
計			計		100.0
30-34歳	子なし		子あり		計
	非就業	5.5	58.0	58.0	63.5
	就業	6.0	30.5	30.5	36.5
計		11.5	88.5		100.0
35-39歳	子なし		子あり		計
	非就業	2.4	53.2	53.2	55.5
	就業	2.2	42.3	42.3	44.5
計		4.6	95.4		100.0

2.2.9 家族価値観の涵養

日本の子ども・子育て応援プランの第3章「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」はごく短く、提示されている施策は「中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供する」「中・高校で生命の大切さや子育て理解に関する教育を推進する」「子育てや子育て支援に関する各種フォーラムを開催する」の3項目だけである。学校教育については第1章「若者の自立とたくましい子どもの育ち」で触れられているが、教育の内容までは踏み込んでいない。

これに対しセロマジ・プランでは、学校教育と私教育を通じて家族価値観を確立し、親密で平等な家族生活文化を造成することが明確に謳われている。まず学校教育では、結婚・家族の価値を強調し、出産・育児の幸福を認識するよう教育すると明記されている。独身や無子の生き方を否定する言明とこれらかねないが、今のところそうした批判は聞こえて来ない。

教科書の内容については、低出産・高齢社会の原因・問題点・解決策を包含させる一方、両性平等・家族価値・世代間協同に反する内容を削除・修正することが要求されている。韓国保健社会研究院は小・中・高校の現行教科書を分析した結果、いまだに人口爆発の恐怖を強調する記述が残っており、伝統的性役割を肯定・強化する記述が多い等の問題点を指摘した(中央日報, 2006年6月15日)。報告書では、「既存教科書の修正」「補助教材の開発と教師教育の実施」「新教育課程(2009年開始)からの全面改正」の3段階を通じた是正方法を提示している(이삼식・외, 2005, p. 23)。

私教育では、成人向けには民間団体の社会教育事業を支援し、ライフサイクル段階別に結婚・家族・出産の価値を強調する成人教育を行うとしている。青少年向けには地域児童センターや青少年アカデミーを活用し、家族キャンプのような家族単位で参加する教育プログラムを開発・運営するとされる。教育以外の価値観涵養政策としては、家族問題類型別の相談サービス、家族単位の余暇プログラムの開発、図書館・学校・博物館等の活用、家族親和村の認証・広報等が提案されている。

既に1.2節で述べたように、1990年代以降は家族主義が強い国の方が出生力が低い傾向があり、人的資本投資の高騰・若年労働市場の悪化・女子の経済力向上といった新しい状況と従来の家族価値観との不適合性が極低出生率の原因と考えられる。したがって伝統的価値の涵養によって出生力が回復するとは信じ難く、むしろ社会経済的状況との不適合の度合いを高め、逆効果になる可能性もある。

2.2.10 財政

セロマジ・プランの予算は2006～10年の5ヶ年で約32兆ウォンで、うち低出産対策には18.9兆ウォンが当たる。1年当たりの低出産対策予算は、平均3.8兆ウォンほどになる。これを2005年の韓国の国内総生産で割ると、 $3.8/806.6 = 0.47\%$ となる。ちなみに日本の2003年度の児童福祉費は約4.8兆円で、GDPの1%弱に当たる。1998年の家族支援給付で、韓国は日本・米国・スペインとともに最下位グループを形成したが、韓国の現金給付はグループ内でも最下位だった(勝又, 2003, p. 21)。この状況は、セロマジ・プランが計画通り実施されても変わらないだろう。

このように国際的に見れば微々たる支出だが、それまで家族政策への政府支出がほとんどなかつた韓国で、新しい支出項目の創出は困難な一步だった。盧武鉉政権は早くから低出産目的税のような新しい税目は新設しないと宣言し、税控除・免除の縮小・廃止や自営業者の所得把握率向を通じた歳入拡大と、人件費削減等の歳出縮小で充当するとした。またタバコの価格引き上げによる增收が予定に組み込まれていたが、これは健康増進法改正案が結局国会を通過せず、2006年には実現できなかった。このため、セロマジ・プランの財政調達に早くも不安を生じている。

セロマジ・プランの予算は、国費が11兆ウォン、地方費が13兆ウォンで、残る8兆ウォンは基金等から充当するとされる。このように地方費の比重が大きいが、財政状況がまちまちな各自治体で、政府の指針通りに事業が遂行されて行くのかという不安が指摘されている(朝鮮日報, 2006年6月8日)。さらに2006年5月の統一地方選挙で与党が惨敗し、16ある道知事・広域市長のうち15を野党が獲得した状況で、政府との円滑な共同歩調が成り立つのかも心配される(イーデイリー, 2006年6月7日)。

2.3 政府施策への評価

盧武鉉大統領の支持率は10%台ときわめて不人気で、あらゆる政策に対して批判が絶えない。セロマジ・プランに対しても、予算が他の先進国に比べて微々たる水準であることは広く知られており、これで十分と評価する者はいないだろう。盧武鉉政府の出生促進策の貧弱さ、あるいは決定の遅さへの批判の中には、出生促進策の有効性を自明のものとして、採るべき政策を探っていない(あるいは決めるのが遅い)とするものがある。このような論調を助長したのがOECDの報告書(d'Addio, and Mira d'Ercole, 2005)で、子育て費用・女子労働・育児休暇・保育サービス等が最適値をとれば、韓国の合計出生率は2.5まで上昇すると主張した。韓国の新聞はこの報告書を大きく取り上げたが、回帰モデルは婚外出生のような重要な変数を含まない上に、アグリゲート・データのため女子の労働力率の効果が正になっているなど、疑問が多いものである。

それでもセロマジ・プランの策定に関わった人口学者を中心に、出生促進策の有効性を主張する者は多い。김승권(2004, p. 31)は、「総合的・体系的な出産回復政策を効果的・効率的に推進すれば、約10年後には合計出産率が約1.6水準に回復するだろう」と、きわめて楽観的な展望を示した。이삼식(2006, pp. 16-17)は、スウェーデンやフランスの出生率回復を政策の効果として、政策努力の重要性を強調した。최은영(2006, p. 23)は、保育サービス、特に公的保育施設を供給する施策の有効性を強調した。

政策立案者以外は、それほど楽観的ではない。Kim DS(2005, p. 19)は、韓国で出生促進策のための十分な予算が確保できる見通しではなく、経済の不安感と女子の経済力向上のため20代女子の出生力を上げる可能性はないとして、むしろ経済政策に集中した方がよいと主張した。こうした経済政策優先論は、新聞にもよく登場する。朝鮮日報の社説(2006年1月5日)は、出生力低下の最大の原因を不況に求め、保育や教育費対策よりも将来への希望を持たせることの方が重要だと指摘した。中央日報の社説(2006年9月4日)も、景気が回復し働き口が増えれば、低出産問題も自然に解消すると主張した。この他に、未婚の母や若いシングル族への配慮がなく、青年失業対策との連携が欠けているとの批判もある(장경섭·외, 2006, p. 63)。

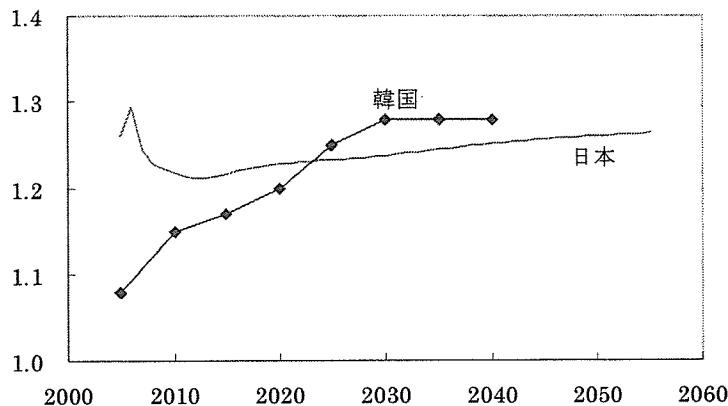
低出産問題自体が存在せず、したがって出生促進策は不要だとする意見も少数だが存在する。記者協会報(2006年10月11日)は、持続可能性のために資源消費を抑える必要があり、したがって人口減少はまたとない機会だとして、人口抑制策時代の論調を復活させた。そして低出産危機

論をあおる最近の韓国マスコミは、自主的に思考しない無知蒙昧さが現れていると攻撃した。出生促進策全般ではないが、ソウル新聞（2006年10月3日）は「出産奨励金は税金の浪費だ」とし、その分を問題家庭の児童福祉に振り向けるよう主張した。

盧武鉉政府は2005年夏時点では、김승권の示唆に従い、2010年までに合計出生率を1.6名に引き上げることを目標としていた（聯合ニュース、2005年8月4日）。しかし2005年の合計出生率が1.08という衝撃的な結果を受けて、セロマジ・プラン採択時には、2020年までに1.6を達成するという目標に変わった。しかし政府内部でさえ、「特別なきっかけが生じない限り難しい」とする悲観論が多いという（聯合ニュース、2006年7月14日）。

結局、2020年までに1.6という目標の達成が可能と考える者はほとんどいないと思われる。韓国統計庁が2006年11月に発表した将来人口推計（통계청、2006）では、合計出生率の仮定値は2020年で1.20、2030年で1.28となっている。それでも統計庁の予測では、韓国の合計出生率は2005年の1.08から低下することなく、2025年までには日本を上回ることになっており、かなり楽観的な予測と言える。図7に示すように、国立社会保障・人口問題研究所（2006b）の予測では、日本の合計出生率は2013年の1.21まで低下し、2030年になっても1.24までしか回復しないと仮定されている。政府の将来予測というものは、予言の事故成就を避けるために楽観的である必要があるのだが、韓国の出生率が今後低下することはないと考える根拠は不明である。

図7. 将来人口推計におけるTFRの仮定値



国立社会保障・人口問題研究所(2006b), 통계청(2006)

日本もそうだが、韓国でも2006年の合計出生率は2005年に比べ上昇することが予想されている。旧暦では2006年は結婚によいとされる双春年、2007年はこの年に生まれた子は金持ちになるとされる黄金豚年で、韓国ではベビーブームが期待されている。したがって2006~07年の出生率が回復したとしても、それはセロマジ・プランの効果ということにはならない。政策の効果を見きわめるには、出生率だけでなくその決定因である私教育費支出の変化、雇用と賃金の推移、仕事と家庭の両立可能性の動向等を長期的に監視する必要があろう。

おわりに

韓国の人団動向は、出生率のみならず都市化、高学歴化、晩婚化、離婚率・自殺率の上昇、国際結婚の増加といった多くの面で日本を追い越したか、追い越しつつある。したがってベンチマークの対象と

しても、韓国の人団動向はますますその重要性を増しているといえる。特に出生率は既に世界最低水準であり、数千万の人口大国で出生率がどこまで下がり得るのかを見てくれる先頭ランナーである。極低出生率の中心が南欧・東欧から東アジアに移ったことで、韓国を中心とする東アジアの出生率の比較研究も、ますます注目を集めることになろう。

出生率の社会経済的要因に関して、韓国では日本よりはるかに極端な変化が見られる。教育への人的資本投資は急増し、しかも私教育費という形で子どもを持つ夫婦に過酷な負担をかけている。経済危機は労働市場を劇的に変え、将来への不安感を増大させた。女性の地位の向上はまだ発展途上で、仕事と家庭の両立可能性が低く、妻=母が就業する場合の負担は大きい。

韓国の出生促進策では、出産休暇給与の全額保障や年金クレジット制のように参考になる部分もあるが、多くは日本に追いつこうとしている段階である。児童手当が含まれないことから、セロマジ・プラン実行後でも韓国政府の少子化対策予算は日本を大きく下回る水準にとどまることになる。これは英語圏先進国や日本のような新自由主義的政策を採る国と比べても、格段に低い水準といえる。

韓国では金大中・盧武鉉と左派の大統領が続いたにもかかわらず、経済規模に比べ政府予算が少ない「小さな政府」を維持している。金大中の場合は、IMFからの指示で新自由主義的な政策を採らざるを得なかつた経緯がある。金大中のいわゆる「生産的福祉」は、公共部門の負担抑制を至上命題としており、きわめて米国的・新自由主義的なものである(金早雪, 2004)。盧武鉉も支持率の低さを考えると、増税のような思い切った措置に踏み切るのは無理だろう。このため大統領の政治的的理念に関係なく、韓国ではきわめて新自由主義的な状況が持続している。2007年12月には次の大統領選挙が予定されているが、保守陣営が分裂しない限りハンナラ党の候補が勝つ可能性が高いだろう。保守系出身の大統領であれば、福祉や分配の問題よりは経済成長を最優先する政策を採るだろう。したがってきわめて小さな政府による新自由主義的政策、米国や日本よりもさらに少ない少子化対策予算という状況は、次期政権でも変わらないと予想される。

引用文献

(韓国語)

- 김승권 (2004) 「최근 한국사회의 출산율 변화원인과 향후 전망」『한국인구학』제27권제2호, pp. 1-34.
- 金勝權, 曹愛姐, 李三植, 金柔敬, 宋寅珠 (2000) 『全國 出産力 및 家族保健實態調査』韓國保健社會研究院 調査研究報告書 2000-01.
- 김승권, 조애저, 김유경, 박세경, 이건우 (2004) 『2003년 전국 출산력 및 가족보건·복지실태조사』 한국보건사회연구원 연구보고서 2004-23.
- 김승권·최변호·정경희·이삼식·박덕규·박인화·장지연 (2002) 『低出産의 社會經濟的 影響과 長·短期政策方案』韓國保健社會研究院
- 김태현 (2005) 「가치관 변화와 저출산」『보건복지포럼』제 102 호, pp. 16-24.
- 김태현 (2006) 「시론: 저출산·고령화 근본대책 서둘러야」世界日報, 2006年05月28日.
- 박경숙, 김영혜 (2003) 「한국 여성의 생애 유형: 저출산과 M 자형 취업곡선에의 함의」『한국인구학』제 26 권제 2 호, pp. 63-90.
- 박수미 (2005) 「가족내 성평등(Gender Equity)과 저출산」『보건복지포럼』제 102 호, pp. 36-44.
- 박세경 (2006) 「저출산 시대의 자녀양육비 부담과 정책과제」『보건복지포럼』제 111 호, pp. 33-49.
- 은기수 (2002) 「경제활동: 직업 및 산업」 김두섭·박상태·은기수 편 『한국의 인구』 통계청, pp. 315-348.
- 은기수 (2005) 「미혼에서 경혼으로 이행—최근 우리나라에서 저출산에 갖는 의미—」『보건복지포럼』제 102 호, pp. 25-35.
- 이삼식 (2001) 「남아 선호 의식과 행위간 일치성에 관한 연구」『보건사회연구』제 21 권, 제 2 호, pp.

- 이삼식 (2006) 「저출산 원인구조와 정책방향」『보건복지포럼』111 호, pp. 5-17.
- 이삼식 (2007) 「독자 칼럼: 일하는 엄마만 출산 지원한다?」朝鮮日報, 2007年1月25日.
- 이삼식, 김태현, 김희경, 최은영, 신인철, 정윤선, 박강용, 권부경, 강정애, 이수영 (2005) 『인구관련 교과내용 실태와 개선방향』연구보고서 2005-30(3), 한국보건사회연구원.
- 이삼식, 변용찬, 김동희, 김형석 (2004) 『인구고령화의 전개와 인구대책』경제사회연구회 연구기관 고령화대비 협동 연구시리즈 04-02, 한국보건사회연구원.
- 이인숙 (2005) 「저출산의 요인분석과 사회복지적 함의」『한국사회복지학』Vol. 57, No. 4, pp. 67-90.
- 이장영 (2002) 「교육수준」김두섭·박상태·온기수 편 『한국의 인구』통계청, pp. 283-313.
- 장경섭, 김규원, 김승권, 김홍주, 온기수 (2006) 『경제·사회적 양극화 시대의 가족정책』여성가족부 연구보고 2006-13.
- 장지연 (2005) 「여성의 경제활동과 저출산」『보건복지포럼』제 102 호, pp. 45-56.
- 장혜경 (2004) 『저출산 원인 및 정책 욕구 관련 여성 대상 설문조사 결과』2004년 11월 26일, 국회보고자료.
- 전광희 (2002) 「출산력」김두섭·박상태·온기수 편 『한국의 인구』통계청, pp. 81-113.
- 鄭京姬 (1997) 「社會指標로 본 家族變化와 政策課題」『保健社會研究』제 17 권 제 1 호, pp. 3-28.
- 조병엽·박병전·이화영 (1999) 「韓國의 제 2 차 人口變遷의 가능성」朝鮮大學校統計研究所 『統計研究所論文誌』第 1 卷第 1 號, pp. 27-41.
- 조윤영 (2007) 「효과적인 출산장려 사족정책의 모색 - 출산과 노동공급 동시 장려방안을 중심으로」KDI 정책보람 제 174 호.
http://www.kdi.re.kr/kdi/Diagnosis/F_Diagnosis_view.jsp?board_div=01&seq_no=8081
- 조해자, 방희정 (2005) 「결혼과 출산기피의 한 이유: 여성의 관계역할」『한국심리학회지: 여성』Vol. 10, No. 1, pp. 95-112.
- 차경욱 (2005) 「저출산 가계와 출산계획 있는 가계의 경제구조 비교 분석」『한국가정관리학회지』제 23 판 2 호, pp. 137-148.
- 최경수 (2004) 「출산율 하락 주이에 대한 분석」『한국인구학』제 27 권제 2 호, pp. 35-59.
- 최은영 (2006) 「취업여성의 일·가족 양립지연 정책방향」『보건복지포럼』111 호, pp. 18-32.
- 최은영, 박세경, 이삼식, 조남훈, 최병호 (2005) 『한국의 저출산관련 사회경제적 요인과 정책여건』한국보건사회연구원 경제·인문사회연구회 협동연구총서 05-14-02.
- 통계청 (2006) 『장래인구추계 결과』2006.11.

(日本語)

- 浅見泰司・石坂公一・大江守之・小山泰代・瀬川祥子・松本真澄 (2000) 「少子化現象と住宅事情」『人口問題研究』第 56 卷第 1 号, pp. 8-37.
- 阿藤誠 (1992) 「日本における出生率の動向と要因」河野禎果・岡田實(編)『低出生力をめぐる諸問題』大明堂, pp. 48-68.
- 阿藤誠 (1997) 「日本の超少産化減少と価値観変動仮説」『人口問題研究』第 53 卷第 1 号, pp. 3-20.
- 阿藤誠 (2000) 『現代人口学 [少子高齢社会の基礎知識]』日本評論社.
- 阿部正浩 (2006) 「雇用と所得の環境悪化が出生行動に与える影響—出生率低下の一背景」樋口美雄+財務省財務総合政策研究所(編著)『少子化と日本の経済社会—2つの親和と1つの真実』日本評論社, pp. 115-134.
- 石南國 (1972) 『韓国の人口増加の分析』勁草書房.
- 大井方子 (2004) 「バブル崩壊前後の出産・子育ての世代間差異」樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性達の平成不況: デフレで働き方・暮らしはどう変わったか』日本経済新聞社, pp. 117-151.
- 大山昌子 (2004) 「子どもの養育・教育費用と出生率低下」『人口学研究』第 35 号, pp. 45-57.
- 勝又幸子 (2003) 「国際比較からみた日本の家族政策支出」『季刊社会保障研究』第 39 卷第 1 号, pp.

19-27.

- 加藤彰彦 (2004) 「配偶者選択と結婚」 渡辺秀樹・稻葉昭英・嶋崎尚子編『現代家族の構造と変容：全国家族調査[NFRJ98]による計量分析』東京大学出版会, pp. 41-58.
- 金子隆一 (2004) 「出生数変動の人口学的メカニズム」 大淵寛・高橋重郷編『少子化の人口学』原書房, pp. 15-36.
- 金早春 (2004) 「IMF体制と韓国型福祉国家」『海外社会保障研究』No. 146, pp. 43-53.
- 金明中 (2004) 「IMF体制以降の韓国の社会経済の変化と公的・私的社会支出の動向」『海外社会保障研究』No. 146, pp. 4-22.
- 郭洋春 (2004) 「IMF体制と韓国の社会政策」『海外社会保障研究』No. 146, pp. 33-42.
- 河野果稠 (1995) 「配偶関係と出生力」 日本統計協会『現代日本の人口問題』大蔵省印刷局, pp. 63-110.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (1997) 『日本の将来推計人口：平成9年1月推計』研究資料第291号.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2006a) 『社会保障統計年報：平成17年版』社会保障研究資料第5号.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2006b) 『日本の将来推計人口（平成18年12月推計）』
- 小島宏 (2005) 「少子化対策の潜在的効果の検討を中心とする序論」『人口問題研究』第61巻第2号, pp. 1-22.
- 佐々井司 (1998) 「近年の夫婦出生力変動とその規定要因」『人口問題研究』第54巻第4号, pp. 3-18.
- 滋野由紀子 (2006) 「企業の育児支援と保育所の出生率回復への効果」樋口美雄+財務省財務総合政策研究所 (編著)『少子化と日本の経済社会—2つの親和と1つの真実』日本評論社, pp. 81-114.
- 滋野由紀子・松浦克己 (2003) 「出産・育児と就業の両立を目指して－結婚・就業選択と既婚・就業女性に対する育児休業制度の効果を中心に－」『季刊社会保障研究』第39巻第1号, pp. 43-54.
- 七條達弘・西本真弓 (2003) 「若い世代の夫婦の子供数に影響を及ぼす要因」『理論と方法』第18巻第2号, pp. 229-236.
- 鈴木透・奥田聰 (2006) 「成熟に向かう韓国の経済と人口」平泉秀樹 [編著]『東北アジア地域における経済の構造変化と人口変動』明石書店, pp. 61-111.
- 駿河輝和・張建華 (2003) 「育児休業制度が女性の出産と継続就業に与える影響について：パネルデータによる計量分析」『季刊家計経済研究』第59号, pp. 56-63.
- 駿河輝和・西本真弓 (2002) 「育児支援策が出生行動に与える影響」『季刊社会保障研究』第37巻第4号, pp. 371-379.
- 瀬地山角 (1996) 『東アジアの家父長制－ジェンダーの比較社会学』勁草書房.
- 津谷典子 (1999) 「出生率低下と子育て支援政策」『季刊社会保障研究』第34巻第4号, pp. 348-360.
- 津谷典子 (2000) 「ジェンダーからみた就業と家事－日本と韓国とアメリカの比較－」『人口問題研究』第56巻第2号, pp. 25-48.
- 永瀬伸子 (2002) 「若年層の雇用の非正規化と結婚行動」『人口問題研究』第58巻第2号, pp. 22-35.
- 春木育美 (2006) 『現代韓国と女性』新幹社.
- 林謙治 (2002) 「ジェンダー問題としての出生性比－アジア諸国からの考察－」阿藤誠・早瀬保子編『ジェンダーと人口問題』大明堂, pp. 21-42.
- 辺真一・許仁成 (2002) 『韓国経済ハンドブック』全日出版.
- 廣嶋清志 (2001) 「出生率低下をどのようにとらえるか？一年齢別有配偶出生率の問題性－」『理論と方法』第16巻第2号, pp. 163-183.
- 福田亘孝 (2004) 「出生行動の特徴と決定要因－学歴・ジェンダー・価値意識－」渡辺秀樹・稻葉昭英・嶋崎尚子編『現代家族の構造と変容：全国家族調査[NFRJ98]による計量分析』東京大学出版会, pp. 77-97.
- 藤野敦子 (2002) 「家計における出生行動と妻の就業行動－夫の家事育児参加と妻の価値観の影響－」『人口学研究』第31号, pp. 19-35.
- 古郡鞠子 (2003) 「日本、韓国、ニュージーランドにみる女性労働と育児問題」『季刊家計経済研究』第59号, pp. 47-55.

- 明泰淑 (2004) 「IMF 経済危機と韓国の女性労働」『海外社会保障研究』No. 146, pp. 23-32.
- 八代尚宏 (2000) 「少子化問題への経済学的アプローチ」『季刊家計経済研究』第 47 号, pp. 20-27.
- 山上俊彦 (1999) 「出産・育児と女子就業との両立可能性について」『季刊社会保障研究』第 35 卷第 1 号, pp. 52-64.
- 山口一男 (2005) 「少子化の決定要因について：夫の役割、職場の役割、政府の役割、社会の役割」『季刊家計経済研究』第 66 号, pp. 57-67.
- 山田昌弘 (1999) 『パラサイト・シングルの時代』ちくま新書.
- 山田昌弘 (2004) 『希望格差社会』筑摩書房.
- 山地久美子 (2003) 「韓国の人囗政策－人囗抑制政策から出生率回復政策へ－」『韓国・台湾・シンガポール等における少子化と少子化対策に関する比較研究』厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業平成 14 年度総括研究報告書, pp. 61-93.
- 李環媛 (1999) 「性別役割分業の実情－韓国の一都市の夫婦を対象とした調査から－」『季刊家計経済研究』43 号, pp. 63-68.

(英語)

- Becker, Gary S. (1991) "Demand for Children," in *A Treatise on the Family, Enlarged Edition*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, pp. 135-154.
- Billari, Francesco C. and Hans-Peter Kohler (2002) "Patterns of Lowest-Low Fertility in Europe," Max Planck Institute for Demographic Research Working Paper WP-2002-040.
- Chang, Kyung-Sup (2002) "The State and Families in South Korea's Compressed Fertility Transition," *Journal of Population and Social Security: Population Study*, Supplement to Vol. 1, pp. 596-610.
- Dalla Zuanna, Gianpiero (2001) "The Banquet of Aeolus: A Familistic Interpretation of Italy's Lowest Low Fertility," *Demographic Research*, Vol. 4, No. 5, pp. 134-162.
<http://www демographic-research.org/volumes/vol4/5/4-5.pdf>
- d'Addio, Anna Cristina and Marco Mira d'Ercole (2005) *Trends and Determinants of Fertility Rates in OECD Countries: The Role of Policies*, CECD Social, Employment and Migration Working Papers No. 27.
<http://www.oecd.org/dataoecd/7/33/35304751.pdf>
- Easterlin, Richard A. (1978) "What Will 1984 Be Like? Socioeconomic Implications of Recent Twists in Age Structure," *Demography*, Vol. 15, No. 4, pp. 397-421.
- Engelhardt, Henriette and Alexia Prskawetz (2005) "A Pooled Time-Series Analysis on the Relation Between Fertility and Female Employment," IUSSP XXV International Population Conference, Tours, 2005.
- Eun, Ki-Soo (2003) "Understanding Recent Fertility Decline in Korea," *Journal of Population and Social Security*, Supplement to Volume 1, pp. 574-595.
http://www.ipss.go.jp/webj-ad/WebJournal.files/population/2003_6/20.Eun.pdf
- Hoorens, Stijn, Andrew Parkinson and Jonathan Grant (2005) "Sweden's Varying Success in Offsetting Low Fertility," paper presented at International Conference on Low Fertility and Effectiveness of Policy Measures in OECD, 15-16 December, 2005, Seoul, Republic of Korea.
- Kim, Doo-Sub (2005) "Theoretical Explanations of Rapid Fertility Decline in Korea," *The Japanese Journal of Population*, Vol. 3, No. 1, pp. 2-25.
http://www.ipss.go.jp/webj-ad/WebJournal.files/population/2005_6/kim.pdf
- Kim, Jungho (2007) "Recent Fertility Decline and Its Implication for Population Policy in Korea," paper presented at International Symposium on Social Policy in Asia, Public Economics Group, Hitotsubashi University, Tokyo, February 10, 2007.

- Kohler, Hans-Peter, Francesco C. Billari and José Antonio Ortega (2002) "The Emergence of Lowest-Low Fertility in Europe during the 1990s," *Population and Development Review*, Vol. 28, No. 4, pp. 641-681.
- Park, Chai Bin and Cho Nam-Hoon (1995) "Consequences of Son Preference in a Low-Fertility Society: Imbalance of the Sex Ratio at Birth in Korea," *Population and Development Review*, Vol. 21, No. 1, pp. 59-84.
- Suzuki, Toru (2004) "Why Do Age-Specific Marital Fertility Rates Fail?" National Institute of Population and Social Security Research, Working Paper Series (E) No. 20.
- Suzuki, Toru (2005) "Why is Fertility in Korea Lower than in Japan?" *Journal of Population Problems*, Vol. 61, No. 4 (forthcoming).
- Suzuki, Toru (2006) "Fertility Decline and Policy Development in Japan?" *The Japanese Journal of Population*, Vol. 4, No. 1, pp. 1-32.
http://www.ipss.go.jp/webj-ad/WebJournal.files/population/2006_3/suzuki.pdf
- Tsuya, Noriko O. and Karen Oppenheim Mason (1995), "Changing Gender Roles and Below-replacement Fertility in Japan," in Karen Oppenheim Mason and AnMagritt Jensen (eds.), *Gender and Family Change in Industrial Countries*, Oxford, Clarendon Press, pp. 139-167.
- van de Kaa, Dirk (1987), "Europe's Second Demographic Transition," *Population Bulletin* Vol. 42, No. 1.

(ウェブサイト)

OECD, *Education at a Glance 2006*.

http://www.oecd.org/document/6/0,2340,en_2825_495609_37344774_1_1_1_1,00.html

통계청 (Korea National Statistics Office)

<http://www.nso.go.kr/newnso/main.html>

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/index.html>

厚生労働省「平成 17 年度女性雇用管理基本調査」調査結果の概要

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/08/h0809-1/02.html>

国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2005 年版」

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2005.asp?chap=0>

内閣府「少子化社会に関する国際意識調査」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa17/kokusai/index.html>

韓國의 低出產問題와 그 對應策

鈴木 透

(國立社會保障・人口問題研究所)

이 논문의 전반부분에서는 한국의 출산력저하에 대한 선행연구를 검토한다. 가족가치관의 변화를 저출산의 원인이라고 지적한 연구도 있지만 개인주의가 진행된 구미선진국에서 오히려 출산력이 높은 것을 생각하면 의심스러운 주장이다. 결혼변동의 역할에 대해 연령별 유배우출산률을 사용한 분석들이 있지만 이것은 잘못된 것이다. 교육비 증가, 노동시장의 변화, 일과 가정 양립의 어려움 등을 저출산의 요인으로 지적한 연구가 많지만 세련된 定量的 분석이 부족하다.

후반부분에서는 2006년에 발표된 저출산 고령사회 대책인 '새로마지 플랜 2010'을 검토한다. 출산휴가 급여 완전보장이나 국민연금 출산 크레디트제도 등은 일본도 참조할 만한 부분이다. 가족가치관 涵養에 치중하고 있지만 위에 말하는 이유로 효과가 의심된다. 출산휴가와 육아휴직을 사용하는 母의 비율은 일본의 절반 이하라고 추정된다. 유배우 여성 가운데 일하는 母의 비율이 2000-05년 사이에 저하했으나 양립지원책으로 이 추세를 뒤집을 수 있는지 주목된다. 재원문제로 아동수당이 도입되지 못했고 한국의 저출산대책 예산은 여전히 미국이나 일본보다도 적은 상태이다. 작은 정부에 의한 신자유주의적 정책방향은 다음 정권에서도 계속될 전망이다.

Low Fertility and Governmental Intervention in Korea

Toru Suzuki

(National Institute of Population and Social Security Research)

The first part of this paper attempts a bibliographic survey on fertility decline in the Republic of Korea. A claim that declining traditional family value is a cause of low fertility is doubtful considering moderately low fertility in European and Northern American developed countries with advanced individualism. Some Korean demographers are not aware of the risk to use age-specific marital fertility rates to evaluate the role of nuptiality. There are few sophisticated quantitative analyses on the effects of educational cost, the labor market condition and the compatibility between the family and work.

The second part examines Saeromaji Plan that announced in 2006 to cope with low fertility in Korea. The full income benefit during the maternity leave and the child credit of pension premium are worth considering in Japan. The effect of fostering family value is suspicious for the reason mentioned above. It is estimated that the proportion of mothers using maternity and childcare leaves is approximately a half or less than in Japan. It is uncertain whether the policies on compatibility can stop the trend of declining proportion of working mothers. Since child allowance was not introduced, the governmental budget for pronatal policy is still much lower than Japan and the United States. It is foreseen that the next Korean government will stay to be small and sustain neo-liberalistic policies.

II 分担研究報告